

平成28年9月20日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成28年度9月期）

総務省は、平成28年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月20日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

30,168百万円

2 現金交付

平成28年9月29日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：鈴木課長補佐・藤原係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

平成28年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	690	643
2 青森	194	96
3 岩手	211	105
4 宮城	259	282
5 秋田	171	84
6 山形	225	112
7 福島	338	167
8 茨城	440	220
9 栃木	287	144
10 群馬	454	227
11 埼玉	950	627
12 千葉	705	462
13 東京	1,520	759
14 神奈川	718	999
15 新潟	257	246
16 富山	172	86
17 石川	172	86
18 福井	115	57
19 山梨	147	73
20 長野	377	185
21 岐阜	310	154
22 静岡	640	677
23 愛知	1,121	945
24 三重	274	138
25 滋賀	204	102
26 京都	245	302
27 大阪	1,014	1,010
28 兵庫	785	616
29 奈良	194	95
30 和歌山	137	67
31 鳥取	75	37
32 島根	109	54
33 岡山	269	280
34 広島	333	327
35 山口	217	108
36 徳島	138	68
37 香川	216	108
38 愛媛	209	104
39 高知	113	54
40 福岡	786	878
41 佐賀	226	113
42 長崎	218	109
43 熊本	202	218
44 大分	203	101
45 宮崎	284	141
46 鹿児島	319	159
47 沖縄	201	99
合計	17,442	12,726

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

